

2024年3月5日

お客さま 各位

近江鉄道株式会社

### 特殊割引旅客運賃に関するお詫びとお知らせ

この度、当社鉄道駅にて適用している特殊割引旅客運賃（第2種知的障がい者割引運賃）について、一部誤った取扱いをしていたことが判明いたしました。

関係のみなさまにはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今般の事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。

詳細は、下記のとおりです。

### 記

1. 発売期間 1991年12月1日から2024年3月4日まで
2. 発売場所 当社線有人駅
3. 事案
  - ①割引されていない事案  
療育手帳に第2種の記載がある方が当社線駅から100キロメートルを超える区間（他社線との連絡運輸）を単独で利用される場合、特殊割引旅客運賃（普通旅客運賃の5割引き）を適用すべきところ、普通旅客運賃を適用していました。
  - ②割引区間の取扱いを誤った事案  
療育手帳に第2種の記載がある12歳未満の方が介護者とともに他社線との連絡運輸を普通乗車券で利用される場合、取扱いができない特殊割引旅客運賃（普通旅客運賃の5割引き）を適用していました。
4. 判明した経緯 2024年1月30日に近畿運輸局より第2種知的障がい者割引についての問い合わせがあり、1月31日に社内で調査したところ運輸局より認可されている割引運賃内容との相違が発覚しました。
5. 原因 特殊割引旅客運賃の適用条件について認可当初より認識の誤りがあったため。
6. 今後の取扱い
  - ①割引されていない事案  
療育手帳に第2種の記載がある方は、当社線駅から100キロメートルを超える区間（他社線との連絡運輸）を単独で利用される場合、特殊割引旅客運賃（普通旅客運賃の5割引き）を適用いたします。
  - ②割引区間の取扱いを誤った事案  
療育手帳に第2種の記載がある12歳未満の方が介護者とともに普通乗車券で利用される場合、他社線の特殊割引旅客運賃の普通乗車券は発売できません。ただし、当社線内は特殊割引旅客運賃（普通旅客運賃の5割引き）を適用いたします。

7. お客さまへの対応 ①割引されていない事案

上記発売期間中に当社線駅から100キロメートルを超える区間（他社線との連絡運輸）をご利用いただいた療育手帳に第2種の記載があるお客さまは、下記お問合せ先にご連絡ください。内容を確認させていただき返金いたします。

8. 再発防止策 運賃についてあらためて確認を行い、今後は正しい運賃が適用されるよう、社内の確認体制を強化してまいります。

9. その他 本日より当社ホームページの「知的障害者旅客運賃割引規程」の内容を変更しております。

10. 本件に関するお客さまからのお問合せ

近江鉄道株式会社 鉄道部（平日8：40～17：20）

電話 （0749）22-3303

以 上